

種類	用具の種類	対象者	性能等	支給基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	1. 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者 2. 学齢児以上の難病患者等で、医師の意見書等により1の状態と同等の程度と確認できる者	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有し、サイドレールが取り付けられているもの又は取り付け可能なもの。	162,800円	8年
	特殊マット1	次のいずれかに該当し、自ら排泄物の処理を行うことが困難で、寝具が排泄物によって汚れることを防ぐ必要がある者 1. 3歳以上の知的障害者手帳の交付を受けた者で程度が1度又は2度の者 2. 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者 3. 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者(常時介護を要する者に限る。) 4. 3歳以上の難病患者等で寝たきりの状態にあり、医師の意見書等により1～3のいずれかの状態と同等の程度と確認できる者	失禁による汚染若しくは損耗を防止する機能のあるマットレス。 特殊マット2との併給はしない。	19,600円	5年
	特殊マット2	1. 特殊マット1の2～4のいずれかに該当し、じょくそうがあるか又はじょくそうを繰り返していることを医師の意見書等で確認できる者 2. 特殊マット1の2～4のいずれかに該当し、自力での体位変換がおこなえず、1日の大半を寝て過ごしている者で、じょくそう予防のために必要性を認める医師の意見書等がある者	じょくそうの改善、悪化を防止するための除圧機能を有する体圧分散マットレス。 特殊マット1との併給はしない。	70,000円	5年
	特殊尿器	1. 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者 2. 学齢児以上の難病患者等で自力で排尿できない状態にあり、医師の意見書等により1の状態と同等の程度と確認できる者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	154,500円	5年
	入浴担架	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者(入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者でリフト装置を有する世帯に限る。)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。 1世帯につき1台に限る。	洋式・フラット型・一体型 82,400円 和式・起座型・分離型 133,900円	8年
	体位変換器	1. 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者(着衣交換等にあたって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。) 2. 学齢児以上の難病患者等で寝たきりの状態にあり、医師の意見書等により1の状態と同等の程度と確認できる者	介護者が障害者等の体位を仰臥位から側臥位へ変換させるのに容易に使用し得るもの。専ら体位を保持するためのものは除く。	15,000円	5年

介護・訓練支援用具	移動用リフト	1. 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者 2. 3歳以上の難病患者等で下肢又は体幹に係る障害があり、医師の意見書等により1の状態と同等の程度と確認できる者	障害者等を移動させるにあたって、介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。吊り上げシートは対象に含むが、吊り上げシートのための支給は不可。 1世帯につき基準額を上限とする。	257,500円	4年
	訓練いす	3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者	原則として付属のテーブルを付けるもの	33,100円	5年
	訓練用ベッド	1. 3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者 2. 3歳以上18歳未満の難病患者等で訓練用ベッドの使用が必要な状態にあり、医師の意見書等により1の状態と同等の程度と認められた者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	1. 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害があり、入浴に介助を必要とする者 2. 3歳以上の難病患者等で入浴に介助を要する状態にあり、医師の意見書等により1の状態と同等の程度と確認できる者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助し、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円 (複数品目の同時支給可)	8年
	便器	1. 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級の者 2. 学齢児以上の難病患者等で常時介護を要する状態にあり、医師の意見書等により1の状態と同等の程度と確認できる者	和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの、洋式便器の上に置いて高さを補うもの、電動式又はスプリング式で便器から立ち上がる際に補助する機能を有しているもの、便座とバケツ等がつながり移動可能な便器。いずれも住宅改修を伴わないもの。	16,500円	8年
	頭部保護帽	1 身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹若しくは平衡機能の障害により頻繁に転倒する者 2. 知的障害者手帳1度又は2度の者、又は精神障害者若しくは難病患者等でてんかんの発作などにより頻繁に転倒する者 上記の1又は2に該当し頻繁に転倒することを医師の意見書等で確認できる者。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	12,160円	3年
	T字状・棒状のつえ	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹若しくは平衡機能の障害により、歩行に支持が必要な者。	前腕の固定部と支持部がない1本脚のもの。 補装具による歩行補助つえの交付を受けている者を除く。	木材 2,200円 軽金属 3,000円	3年
	移動・移乗支援用具	1. 3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹若しくは平衡機能の障害により、家庭内の移動等において介助を必要とする者 2. 3歳以上の難病患者等で下肢が不自由な状態にあり、医師の意見書等により1の状態と同等の程度と確認できる者	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円 (複数品目の同時支給可)	8年

自立生活支援用具	特殊便器	<p>1. 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢に係る障害の程度が1級又は2級の者で自ら排便の処理ができない者</p> <p>2. 学齢児以上の知的障害者で、障害の程度が1度又は2度の者で、自ら排便の処理が困難な者</p> <p>3. 学齢児以上の難病患者等で上肢機能に障害があり医師の意見書等により、1又は2の状態と同等の程度と確認できる者</p>	<p>洗浄及び乾燥機能を有し、身体障害者等が自ら排便後の処理を行えるもの。又は知的障害者等を介護している者が容易に使用し得るもの。取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。</p> <p>1世帯につき1台に限る。</p>	50,000円	8年
	火災報知器	<p>1. 身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が1級又は2級の者</p> <p>2. 知的障害者で、障害の程度が1度又は2度の者</p> <p>(1及び2のいずれも、火災発生の感知及び避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、屋外にも警報ブザーで知らせるもの。</p> <p>1世帯につき基準額を上限とする。</p>	31,000円	8年
	自動消火装置	<p>1. 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が1級又は2級の者</p> <p>2. 知的障害者で、障害の程度が1度又は2度の者</p> <p>3. 難病患者等であり、医師の意見書等により1及び2の状態と同等の程度と確認できる者</p> <p>(1～3のいずれも、火災発生の感知及び避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液等を噴射し、初期火災を消火するもの。</p> <p>1世帯につき基準額を上限とする。</p>	28,700円	8年
	電磁調理器	<p>1. 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 視覚に係る障害の程度が1級又は2級であること。</p> <p>(2) 上肢に係る障害の程度が1級又は2級であること。</p> <p>(3) 下肢又は体幹に係る障害の程度が1級であること。</p> <p>2. 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級で、てんかん発作等により火の使用を禁止されている事が、医師の意見書等により確認できる18歳以上の者。</p> <p>(1及び2のいずれも障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</p>	<p>障害者が容易に使用し得るもの。</p> <p>1世帯につき1台に限る。</p>	<p>視覚障害者用音声案内があるもの</p> <p>30,000円</p> <p>上記以外</p> <p>10,000円</p>	6年
	音響案内装置 歩行時間延長 信号機用 小型送信機	<p>学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚に係る障害の程度が1級又は2級の者</p> <p>(1級の者は音響案内装置と送信機のセット。2級の者は、送信機のみに限る。)</p>	<p>自宅玄関・小規模施設用に小型化された音響案内装置で、送信機より発信された電波を受信すると本体よりメロディーが流れるもの。送信機は、「歩行時間延長信号機用小型送信機」のことで、ボタンを押すと電波を送信し、周囲に設置された音声標識ガイドシステム、歩行時間延長信号機、音響案内装置を動作させるもの。</p> <p>1人につき1台に限る。</p>	<p>音響案内装置・送信機</p> <p>53,000円</p> <p>送信機</p> <p>7,000円</p>	10年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	<p>18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚に係る障害の程度が2級の者</p> <p>(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</p>	<p>来客のチャイム、電話の着信音、時計のアラーム、乳児の泣き声などの生活情報(音情報)等をセンサーで拾い、回転灯、閃光、振動等に変換し知覚させるもの。</p>	<p>87,400円</p> <p>(複数品目の同時支給可)</p>	10年

在宅療養等支援用具	透析液加温器	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、人工透析を必要とする者 (自己連続携帯式腹膜灌流法であることを医師の診断書等で確認できる者)	自己連続携帯式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの。 1人につき1台に限る。	70,000円	5年
	ネブライザー (吸入器)	1. 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障害に係る障害の程度が3級以上である者 2. 身体障害者手帳の内部障害3級以上、または音声言語機能障害3級以上の者で、常時継続して吸引器若しくは吸入器の使用が必要なことを、医師の意見書等により確認できる者 3. 難病患者等で、当該難病に起因して呼吸器機能障害に係る障害の程度3級以上相当であり、吸引器若しくは吸入器の使用が常時継続して頻回に必要なことを医師の意見書等で確認できる者。	障害者等が容易に使用し得るもの。 吸引器、吸入器の両方が必要な場合、一体型は、吸引器と吸入器の基準額の合計を支給基準額とし、給付にあたってはそれぞれの給付を受けたものとする。 1人につき1台に限る。	36,000円	5年
	電気式 たん吸引器	上記に同じ		56,400円	5年
	パルスオキシメーター	難病患者等で人工呼吸器を装着している者又は装着が必要なことを医師の意見書等により確認できる者	難病患者等が容易に使用し得るもの。 1人につき1台に限る。	50,000円	5年
	音声式体温計	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚に係る障害の程度が1級又は2級の者 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	音声案内機能があり、視覚障害者が使用し得るもの。 1世帯につき1台に限る。	9,000円	5年
	体重計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚に係る障害の程度が1級又は2級の者 (視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	音声案内機能があり、視覚障害者が使用し得るもの。 1世帯につき1台に限る。	15,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、音声機能若しくは言語機能障害者(児)又は肢体不自由者であって、音声言語の著しい障害を有する者で筆談をすることが困難な者	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。 1人につき1台に限る。	168,000円	5年
	情報・通信支援用具	学齢児以上の視覚障害者であって、パーソナルコンピューターを使用しないと文字を読むことができず、当該情報通信支援用具を使用できる者。又は脳性まひ等による特別な装置が必要な上肢の機能の障害の程度が1級で当該情報通信支援用具が必要な者	かな、漢字、英数字による文書作成が可能で、編集、校正及び保存機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。 (障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトをいう。)	70,000円 (複数品目の同時支給可)	6年
	点字ディスプレイ	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受け、視覚に係る障害の程度が1級又は2級の者でパーソナルコンピューターを所持し、日常的に点字を使用し日常生活において使用することが必要な者で、デモ機などの試用により使用できることが確認できる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができ、加えてキー操作により点字入力が可能なもの。 1世帯につき1台に限る。	289,000円	6年

情報・意思疎通支援用具	点字器	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚に係る障害の程度が1級又は2級の者	視覚障害者が容易に操作できるもの。 1人につき1台に限る	標準型 10,400円 携帯型 7,200円	(標準型) 7年 (携帯型) 5年
	点字 タイプライター	身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚に係る障害の程度が1級又は2級の者で点字を使用できる者。 (本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれている者に限る。)	視覚障害者が容易に操作できるもの。 1人につき1台に限る	63,100円	5年
	視覚障害者用 ポータブルレコー ダー	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚に係る障害の程度が1級又は2級の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品(以下この項において「録音再生機」という。)又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品(以下この項において「再生専用機」という。)であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 1世帯につき1台に限る	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
	視覚障害者用活 字文書読上げ装 置	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚に係る障害の程度が1級又は2級の者で、当該機器により音声による情報の取得が容易になる者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報(SPコード・バーコード)を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。文字の拡大又は音声による文字の読み上げ機能があるものは拡大読書器の対象とする。 1世帯につき1台に限る	99,800円	6年
	視覚障害者用 支援用具	1.学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者で、当該機器により視覚等による情報の取得が容易になる者 (視覚障害者用拡大読書器) 2.学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者で、医師意見書により夜盲又は視野狭窄が確認され、本装置の給付が必要であると認められる者 (暗所視支援眼鏡)	1.読みたいもの(印刷物等の文字等)をモニターに拡大して映し出せるもの。文字の読み上げ機能が付属するものを含む。 (視覚障害者用拡大読書器) 2.暗所及び夜間において、身体に装着することにより、光を増幅させ、広い範囲の景色を目の前の画面に映し出せるもの。 (暗所視支援眼鏡)	198,000円	8年
	時 計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚に係る障害の程度が1級又は2級の者	触読式、音声式、振動式のもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。 1人につき1個に限る	13,300円	10年
	視覚障害者用 防災機能付きラジオ	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚に係る障害の程度が1級又は2級の者	視覚障害者が容易に使用し得るもので、緊急地震速報の受信等の防災機能を具備するもの。 1世帯につき1台に限る	15,000円	5年

情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚又は音声若しく言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要な者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等による通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの。 1世帯につき1台に限る	20,000円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組、並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの。 1世帯につき1台に限る	88,900円	6年
	人工喉頭	身体障害者手帳の交付を受けた音声又は言語機能障害者(児)で、喉頭摘出等により、発声機能を喪失した者	声帯の代わりとなり、発音が可能となる機器であり、障害者(児)が容易に使用し得るもの。 1人につき1台に限る	笛式 5,000円 (気管カニューレ付は 3,000円増し) 電動式 70,100円	(笛式) 4年  (電動式) 5年
	点字図書	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者で、主に情報の入手を点字によっておこなっている者	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書であること。 ※申請時に点字図書発行証明書を求めるものとする	点字翻訳をする以前の一般図書の代金に相当する額を控除した額	1年度につき6タイトル又は24巻
排泄管理支援用具	ストーマ装具	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、膀胱、直腸機能障害により人工膀胱又は人工肛門を造設している者	消化器系(蓄便袋)は、粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収便袋であること。 尿路系(蓄尿袋)は、粘着剤を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付であること。いずれも、付属品として別表の13品目を含む。 1人につき1月の基準額を上限とする。 ※ただし、装具を2つ利用している者については、2倍まで認める。	消化器系 8,858円/月 尿路系 11,639円/月	
	紙おむつ等	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、次のいずれかに該当し、常時紙おむつの使用が必要と認められる者 (1) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害(おおむね3歳未満までに発現した非進行性脳病変によるもの)により、排尿若しくは排便の意思表示が困難な全身性の障害である者 (2) ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ装具を装着できない者又は先天性疾患に起因する神経障害(二分脊椎等)若しくは先天的鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方 ※(1)(2)ともに申請は満3歳以上65歳未満の障害者(児)に限る。ただし障害者支援施設及び介護保険施設入所者を除く	紙おむつ(パンツ式・テープ式) 尿取りパット フラットタイプ 付属品は含まない。 1人につき1月の基準額を上限とする。	12,000円/月	

	収尿器	身体障害者手帳の交付を受けた者で、膀胱又は直腸機能障害若しくは肢体不自由を有し脊髄損傷等により排尿機能障害(失禁)のある者	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置のあるもので、障害者が容易に使用し得るもの 1人につき1台に限る	8,500円	1年
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	1. 学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者 2. 難病患者等で下肢又は体幹に係る機能に障害があり、医師の意見書等により1の状態と同等の程度と確認できる者 ※1及び2ともに介護保険第1号及び第2号被保険者を除く ※中規模改修の給付を受けた者を除く	障害者等の移動などを円滑にする次に挙げる用具(新規に購入した住宅は除く) (1) 手すりの取付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉への取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前号の設置に付帯して必要となる住宅改修 (7) その他、市長が特別に認めるもの	200,000円 (複数品目の同時支給可)	1回限り (転居した場合を除く)
その他	フラッシュベル	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚又は音声若しくは言語機能に係る障害の程度が3級以上の者。	来客のチャイムを室内に設置したランプの閃光により、知覚させるもの。 1世帯につき1台に限る。	12,400円	10年
	会議用拡聴器	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚に係る障害の程度が4級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの。 1人につき1台に限る。	38,200円	6年
	携帯用信号装置	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚又は音声若しくは言語機能に係る障害の程度が3級以上の者	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの。 1人につき1台に限る。	20,200円	6年
	ガス安全システム	1. 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した者 2. 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者 1及び2とも障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	警報機からのガスの遮断信号により、ガスの異常使用や地震時等にガスを自動的に遮断するもの。 1世帯につき1台に限る。	42,200円	8年
	ルームクーラー	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した者 (医師の意見書等により体温調節機能の喪失が確認できる者)	障害者が容易に使用し得るものであること。 1世帯につき1台に限る。	50,000円	6年
	浴槽 (湯沸器を含む)	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級のもの	浴槽は実用水量150リットル以上のものであること。 湯沸器は、水温25℃以上上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの。 1世帯につき1台に限る。	141,200円 浴槽のみ 58,300円 湯沸器のみ 104,900円	8年